

○高知県表彰規則

昭和31年10月12日規則第51号

改正

昭和37年10月5日規則第49号  
昭和56年10月29日規則第66号  
昭和58年6月24日規則第27号  
平成8年7月23日規則第97号  
平成13年6月29日規則第115号  
平成19年4月1日規則第44号  
平成21年3月17日規則第11号  
平成24年2月24日規則第3号  
令和元年10月18日規則第30号

高知県表彰規則をここに公布する。

高知県表彰規則

（目的）

第1条 この規則は、地方自治の発展その他公共の福祉に関し、特に功績の顕著なものを表彰することを目的とする。

（表彰）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、その功績の顕著なものについて、知事がこれを行うものとする。

- (1) 地方自治の発展に尽くしたもの
- (2) 教育の振興に寄与したもの
- (3) 商工業及び鉱業の発展に尽くしたもの
- (4) 農林業の振興に尽くしたもの
- (5) 水産業の振興に尽くしたもの
- (6) 建設業の発展に尽くしたもの
- (7) 社会福祉の増進に尽くしたもの
- (8) 保健衛生の向上に尽くしたもの
- (9) 環境の保全に尽くしたもの
- (10) 火災、水災その他災害の防除に尽くしたもの
- (11) 有益な発明、発見又は考案をしたもの
- (12) 自己の危難を顧みず人命を救助したもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、公共の福祉の増進に尽くしたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わない。

- (1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法人その他の団体であって、その長又は代表者が前2号のいずれかに該当するもの
- (4) 次のいずれかに該当すると認めるもの
  - ア 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)であるもの
  - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
  - ウ その役員等(法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であるもの
  - エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
  - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
  - カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
  - キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したものの
  - ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したものの

ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと知事が認めるもの  
(特別表彰)

第3条 知事は、前条第1項の規定による表彰のほか、高知県以外に住所を有するもので同項各号のいずれかに該当し、かつ、県勢発展に特に功労のあったものについて、特別県勢功労表彰として特別に表彰することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の特別県勢功労表彰について準用する。  
(推薦)

第4条 市町村長は、第2条第1項各号のいずれかに該当するものを認めた場合は、次に掲げる事項を調査し、これを知事に推薦することができる。

(1) 法人その他の団体の場合

ア 法人その他の団体の名称及び主たる事務所の所在地

イ 法人その他の団体の組織及び沿革の概要

ウ 主たる役員の住所及び氏名

エ 定款又は規約の写し

オ 表彰しようとする事由の詳細

カ その他参考事項

(2) 個人の場合

ア 本籍、住所、職業、氏名及び生年月日

イ 性行、素行及び徳望

ウ 経歴及び賞罰

エ 表彰しようとする事由の詳細

オ その他参考事項

2 前項の推薦は、毎年知事が別に定める日までにこれをするものとする。ただし、第2条第1項第12号に該当するものについては、この限りでない。

(被表彰者の選考)

第5条 表彰すべきものの選考については、あらかじめ、高知県表彰審査会に諮って決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び金品を授与して行うものとする。

(追彰)

第7条 表彰せらるべき者が死亡したときは、表彰状及び金品をその遺族に交付してこれを追彰するものとする。

(表彰期日)

第8条 表彰は、毎年11月3日に行うものとする。ただし、第2条第1項第12号に該当するものについては、その都度これを行うものとする。

(表彰の公表)

第9条 表彰を行った場合は、その旨を高知県公報に登載して、これを公表するものとする。

(規則の施行)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 高知県表彰規程(大正12年2月高知県訓令甲第1号)は、廃止する。

付 則(昭和37年10月5日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年10月29日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年6月24日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年7月23日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年6月29日規則第115号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年4月1日規則第44号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月17日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年2月24日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年10月18日規則第30号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。